

東京都北区地域公共交通基本条例

—誰もが公共交通にアクセスできるまちづくり—

試案(参考)

SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 かが 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標です。17 のゴール（目標）と 169 のターゲットがあります。

11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



ターゲット (11.2)

2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

東京都北区地域公共交通基本条例試案(参考)

令和2年2月17日（3年6月10日一部修正）

前文

東京都北区は、豊かな歴史と文化遺産、飛鳥山の桜や荒川の水辺空間があり、山手線、京浜東北線、宇都宮線、埼京線、地下鉄南北線、都電荒川線及び都営、民間バス路線が通り、埼玉県に接し「東京の北の玄関口」として、都市基盤の進展とともに交通利便性の優れたまちとして発展してきた。

一方、南北に崖線が走り「高低差」という地形的バリアがあり、高齢化社会の急速な進行や一部バス路線の廃止等もあり、移動の困難を感じている区民も増加している。また、自家用自動車の普及等に伴って、道路の渋滞や環境問題など発生し、新型コロナウイルス感染症による「人流抑制」の影響も加わり公共交通の弱体化が進行している。北区においてもその傾向が生じている。

このような状況のなか、環境問題や高齢社会に対応し、より交通利便性を高め、魅力ある北区を創造し、「元気環境共生都市宣言」の「心豊かに元気で快適な生活を送る」ためには、区民の誰もが公共交通でどこでも快適で自由に移動できる権利を確保することが重要である。この考え方はSDGsのターゲット11.2と共通のものである。そのためには、公共交通事業者だけでなく、行政や区民、事業者も一体となって公共交通を支えていくことが求められている。

よってここに、公共交通が区民の暮らし・自由に移動する権利を支え、区民が将来にわたって住みつづけるため必要不可欠であることを認識し、安心・安全で健康な環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めるため、この条例を制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共交通で誰でも、どこでも区内を快適で自由に移動できるまちづくりに関し、基本理念を定め、区、区民、事業者及び公共交通事業者の責務を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、車中心のまちづくりから公共交通

中心のまちづくりへの転換を図り、誰もが移動しやすい良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通 区民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として不特定多数の人に利用される交通機関をいう。
- (2) 区民 区内に住所を有する者及び区内に勤務又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。ただし、次号の公共交通事業者を除く。
- (4) 公共交通事業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定に基づき許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条の規定に基づき許可を受けた鉄道事業者(旅客の運送を行う者に限る。)

(基本理念)

第3条 公共交通で移動しやすいまちづくりは、公共交通が心豊かに元気で快適な生活を送るために必要不可欠なものであるとの認識のもと、超高齢社会への対応、健康の増進、環境への負荷の低減、区内外の交流の拡大及び地域の活性化に資することを考慮し、交通環境の整備並びに区民の公共交通の利用推進が一体となっていなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、公共交通に関する総合的な政策を策定し実施しなければならない。

- 2 区は、前項の政策に区民、事業者及び公共交通事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、その政策実現のための施策の実施に当たっては、これらのものの理解と協力を得るよう努めなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、公共交通の担い手であることを認識し、公共交通の利用の促進について理解と関心を深めるよう努めるとともに、区が実施する公共交通に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動及び従業員の通勤における公共交通の利用の促進に努めるとともに、区が実施する公共交通に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公共交通事業者の責務)

第7条 公共交通事業者は、公共交通の利用の状況を踏まえつつ区の公共交通の利便性を高めるよう努めるとともに、区が実施する公共交通に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 公共交通事業者は、その運営する公共交通に関する情報を利用者に提供し、及びその運営する公共交通に関して利用者から意見を聴取して、これをその運営に反映させるよう努めなければならない。

第2章 基本的事項

(地域公共交通計画)

第8条 区長は、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、区内の公共交通に関する基本的な計画である北区地域公共交通計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 区長は、計画を策定しようとするときは、第14条に規定する北区地域公共交通会議の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 区長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(公共交通の環境整備)

第9条 区長は、区民の日常生活及び社会生活を支援するため、公共交通の環境整備を行うものとする。この場合において、区長は、地域の安心・安全、区民の健康増進及び環境負荷の低減に努めるものとする。

2 前項の環境整備を行うに当たっては、車中心のまちづくりから公共交通中心のまちづくりへの転換を図るため、公共交通優先の整備を行うものとする。

3 区長は、身体に障がいのあるもの、移動が困難な高齢者等の移動を確保することに努めるものとする。

(コミュニティバス等)

第10条 区長は、公共交通による移動が困難であると認められる地域については、交通事業者と協力を求めると共にコミュニティバスの導入等当該地域の交通手段が確保されるよう努めるものとする。

2 北区におけるバス等の交通体系は路線バスを基本とし、コミュニティバス等はこれを補完するものとする。

3 区長は、コミュニティバス等を導入しようとするときは、区民の意見を聴取すると共に第14条に規定する地域公共交通会議の意見を聞かなければならない。これを変更使用とするときも同様とする。

(意識の啓発等)

第10条 区長は、公共交通の利用の促進等公共交通に関する区民及び事業者の意識の啓発に努めるとともに、区民及び事業者による自主的かつ自発的な活動が推進されるよう努めなければならない。

(区民意見の聴取)

第11条 区長は、施策に反映させるため、公共交通に関する区民の意見の聴取に努めるものとする。

(表彰)

第12条 区長は、公共交通の利用の促進等公共交通に関する施策の推進に著しく貢献したものを表彰することができる。

(区民等への支援)

第 13 条 区長は、公共交通に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、区民、事業者又は公共交通事業者に対し技術的又は財政的な支援をすることができる。

第 3 章 地域公共交通会議

(設置)

第 14 条 公共交通に関する政策及び施策の推進並びに地域の実情に即した輸送サービスの向上に必要な事項を協議するため、北区地域公共交通会議(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に規定する地域公共交通会議をいう。)を置く。

(組織)

第 15 条 北区地域公共交通会議は、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 この章に定めるもののほか、北区地域公共交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(財政上の措置)

第 16 条 区は、公共交通に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう務めるものとする。

(国等に対する要請等)

第 17 条 区長は、公共交通に関する施策に関し必要があると認めるときは、国、東京都その他関係団体に対し、必要な協力を要請するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する北区地域公共交通会議については、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。